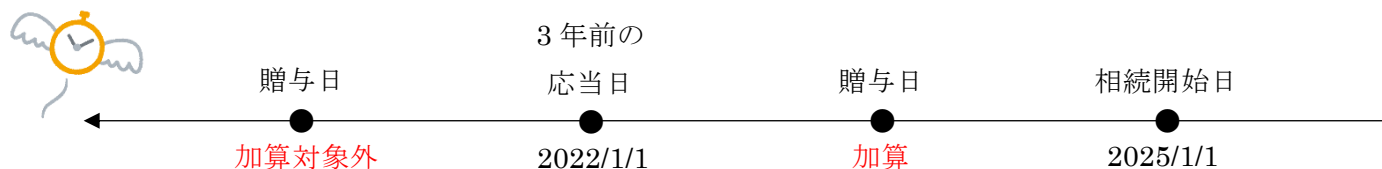


発行元：税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomitax.jp/

贈与財産の取得日っていつ？

相続税の生前贈与加算について知っていますか？これは相続開始前3～7年以内に、相続人が被相続人から暦年課税制度による生前贈与を受けていた場合、この生前贈与財産を相続財産にプラスして相続税を計算する仕組みのことです。2025年に亡くなった場合、相続開始前3年以内の生前贈与が対象になります。「相続開始前3年以内」とは、相続開始日から起算して3年前の応当日とされています。贈与により財産を取得したタイミングによって、相続税の計算をする上で加算されるものかどうかが決まるため重要なポイントとなります。



では、贈与財産の取得時期はどのように考えればよいでしょうか。相続税法基本通達には、財産取得の時期の原則として、次のような規定があります。

(贈与の場合)

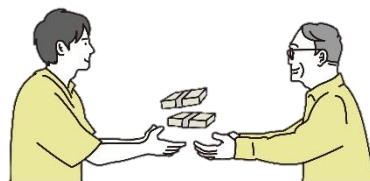
書面によるものについてはその契約の効力の発生した時、
書面によらないものについてはその履行の時



つまり、贈与契約書を作成したかどうかにより取得時期が異なるということが分かります。では、ここで事例を検討してみたいと思います。2022年にAとBは次の贈与契約書を作成し贈与を行い、2025年にAが亡くなりました。この贈与は相続税の計算上、加算すべき贈与でしょうか？

事例

相続発生日：2025/1/15
被相続人：母 A 相続人：長男 B



贈与契約書

贈与者 A を甲とし、受贈者 B を乙として、甲乙間において次の通り贈与契約を締結した。

第1条 甲は現金 100 万円 を乙に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は上記財産を 2022 年 1 月 31 日に乙が指定する銀行預金口座に振り込むこととする。

上記契約を証するため本書 2 通を作成し、各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2022 年 1 月 1 日

答えは、加算する必要はありません。履行日は2022年1月31日ですが、書面による贈与の場合には効力発生日、つまり贈与契約日の2022年1月1日が財産の取得日となるからです。2022年1月1日は、相続開始日から起算して3年前の応当日2022年1月15日より前になるため、加算の対象外となります。